

広島県告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和四年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路三・四・二七八号川南湯田村駅線

三 事業施行期間

令和四年二月三日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県福山市神辺町大字川北字曲柳及び字内井ノ端地内

使用の部分

広島県福山市神辺町大字川南及び大字川北地内